

海老名市汚水処理整備計画（アクションプラン） の説明と注意事項

< 説明 >

海老名市汚水処理整備計画（アクションプラン）とは、下水道未整備地区において汚水処理施設の特性や経済性等を考慮し、平成29年度より10年程度で段階的に整備する計画です。

- 市街化区域の一部と調整区域（既存宅地のみ）の整備を行う計画です。
- 場所により地形や経済性等を考慮し整備しない既存宅地もあります。
- 詳しい整備予定箇所に関しては図面の確認をお願いします。

< 注意事項 >

○下水道未整備地区における10年程度の長期計画となりますので、具体的な時期については下水道課にご来庁していただき確認をお願いします。※時期未定の場合もあります。

○受益者分担金制度により、市街化調整区域で下水道への接続が可能となる土地所有者又は権利者等の方に下水道建設事業費の一部を負担していただくこととなります。

【金額算定方法】

800円×敷地面積

【計算例】

・200㎡の場合

800円×200㎡＝160,000円

・400㎡の場合

800円×400㎡＝320,000円→240,000円（※）

※受益者分担金賦課限度額が240,000円（敷地面積300㎡）となるため賦課額は240,000円となります。

○公共下水道施設への接続は、土地所有者又は権利者が排水設備設置義務者となり、下水道法により下水道施設整備後（供用開始後）に公共下水道への3年以内（事業場の場合1年以内）に接続することが義務付けられます。

※排水設備の整備費用は自己負担となります。

○排水設備を設置する際は、海老名市指定工事店による排水設備設置基準での整備が必要となりますので、下水道整備前に新しく土地利用を計画し浄化槽を設置する際には、排水経路等において公共下水道への切り替えを前提とした計画をおすすめしています。

○下水道整備前に土地の売買や建替えの際は、トラブル防止のため、関係者へ当該地域に下水道整備計画があり、今後受益者分担金や排水設備の整備費用等が発生する旨の伝達をお願いします。

※新たに土地利用を計画し土地の売買契約等を結ぶ際には必ず重要事項説明書への記載をお願いします